

日本景観生態学会論文奨励賞表彰規程

2012年10月30日制定

2018年9月18日改定

(総則)

第1条 この規程は、日本景観生態学会論文奨励賞（以下「論文奨励賞」という）について定める。

(募集、選考および表彰方法)

第2条 論文奨励賞の募集および選考に関わる業務を行うため、論文奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置する。選考委員会の活動については、別に定める。

2 論文奨励賞受賞者は、選考委員会の推薦に基づいて運営委員会で決定し、原則として毎年定時総会において表彰する。

3 論文奨励賞は、学会誌『景観生態学』に研究、調査、計画、設計、考案などに関する原著論文または短報を発表し、これが景観生態学における学術・技術の進歩、発展に寄与し、独創性と将来性に富むものと認められた若手研究者とする。ただし、候補論文は候補者が筆頭著者の単一の論文とする。なお、論文奨励賞は会員に限る。

(選考委員会)

第3条 論文奨励賞の選考に関わる作業を行うため、選考委員会を置く。選考委員会は、選考結果を運営委員会に上申する。

2 選考委員会の構成、運営、その他については、別に規則を定める。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、運営委員会において行う。

附則（2012年10月30日 運営委員会議決） この規程は、2012年11月1日から施行する。